

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴券整理番号と同じ席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・スマートフォン等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 ビデオカメラ・ボイスレコーダー等の使用及び撮影・録音は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は謹んでください。
- 6 審議における言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 審議において非公開となる部分は傍聴できませんので会場から退室していただきます。その際、控室を用意しておりますので、そちらにご案内します。途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員からお伝えに参りますので、指定時刻までに傍聴整理券番号と同じ席に着席してください。なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご注意ください。また、審議の状況によりましては、審議が全て終了するまで非公開となる場合がございますので、ご了承ください。
- 11 公共交通機関をご利用いただく等、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 12 その他、部会長等及び香川地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主催者は、その者を退場させることがありますのであらかじめご了承ください。